

合同現地踏査実施要領（試行）

目的：受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や工事施工時の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化、設計変更の提案等、情報共有を図りよりの確な設計方針を確認するとともに、業務成果の品質向上を図るものである。

適用：令和3年（2021年）5月1日以降入札の設計業務から適用。また、既発注の設計業務においても必要と判断されたものについては、設計変更にて対応可能とする。（各建設管理部において2～3業務を想定）

（1）実施方法

①参加者

受注者：管理技術者、担当技術者（受注会社代表等の参加も可とする。）

地質調査技術者（関連業務として履行中の業務との合同実施の場合等）

発注者：主任担当員、担当員（必要に応じて出張所長、事業課長、主幹）

その他関係者：占用事業者等（上下水道、電線、河川構造物等）（必要に応じて）

②実施時期：開催時期については、業務担当員が適宜判断する。（受注者が、現地踏査を行い現地把握後に、合同現地踏査を行うのが望ましい。）
※必要に応じ実施回数の追加も検討。

③対象事業：重要構造物（橋梁、トンネル、樋門等）に関する設計業務を想定しているが、その他補修設計等の業務でも可とする。受発注者間の協議により決定し、各建設管理部2～3業務程度を試行することとする。

④費用の計上

・合同現地踏査（試行）に係る直接人件費については、「土木事業委託積算基準 設計編 [1] 設計業務委託積算基準 1. 設計業務等積算基準 1-5 打合せ等に基づき費用を計上すること。

・合同現地踏査（試行）に係る旅費・交通費については「土木事業委託積算基準 総則 [2] 積算基準 1. 積算基準 1-5 打合せ等に伴う旅費交通費」に基づき費用を計上すること。

○留意事項

・合同現地踏査（試行）を「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 III 設計業務 1-35」の現地踏査と同日に実施する場合においても、原則として現地踏査とは別に合同現地踏査費用を別途計上すること。

⑤その他

・事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査（試行）の実施につとめること。

・必要に応じて関連業務との合同実施を検討。

・確認した事項は速やかに打合せ処理し、書面で相互に確認する。

・試行を協議する業務については、特記仕様書に明記する。

- ・ 占有事業者等の「その他関係者」の参加を呼びかける場合、受発注者であらかじめ対象者を確認の上、発注者から行うこととする。参加に係る交通費等負担は想定しないが、やむを得ず負担を要する場合は、発注者が自ら対応することとする。
- ・ 合同現地踏査（試行）を実施した**受発注者は、業務終了後に、別途通知するアンケート調査の依頼に協力するものとする。**（業務担当員へ後日通知）

⑥附則

- ・ (平成 31 年(2019 年) 4 月 9 日建管第 93 号)
この要領は、平成 31 年 5 月 10 日から施行する。
- ・ (令和 3 年(2021 年) 2 月 26 日 建管第 1513 号) 一部改定。

【特記仕様書記載例】

特記仕様書（合同現地踏査（試行））

- 1 当該業務は、重要構造物（橋梁、トンネル、樋門等）や、臨機の対応を要する構造物補修の設計に関する業務であり、設計条件や工事施工時の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化、設計変更の提案等、情報共有を図りよりの確な設計方針を確認する必要があることから、受発注者が合同で現地踏査を行うこととしている。
- 2 当該業務において、発注者及び受注者間合同での現地踏査が必要と判断された場合は、業務担当員と協議するものとする。なお、費用については設計変更にて計上する。
- 3 当該業務の実施にあたっては、合同現地踏査実施要領（試行）によることとする。
- 4 実施方法については、業務担当員が実施時期や回数を決定することとする。
- 5 実施回数は 1 回を予定しているが、実施回数の変更を要する場合は、受発注者協議の上設計変更を行う。
- 6 合同現地踏査（試行）にて確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。
- 7 合同現地踏査の結果に基づき、設計内容の変更を要する場合は、受発注者協議の上設計変更を行う。
- 8 「合同現地踏査（試行）」を実施した業務については、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。